

## 全国市議会議長会 議長任期の調査報告

## 【15-3】議長任期に関する申合せや慣例の有無

(平成30年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	申合せや慣例 がある	申合せや慣例 がない
5万人未満 273	207 (75.8%)	66 (24.2%)
5～10万人未満 255	203 (79.6%)	52 (20.4%)
10～20万人未満 156	131 (84.0%)	25 (16.0%)
20～30万人未満 46	38 (82.6%)	8 (17.4%)
30～40万人未満 28	23 (82.1%)	5 (17.9%)
40～50万人未満 22	18 (81.8%)	4 (18.2%)
50万人以上 15	9 (60.0%)	6 (40.0%)
指定都市 20	12 (60.0%)	8 (40.0%)
全市 815	641 (78.7%)	174 (21.3%)

## 【15-4】申合せや慣例による議長の任期

(平成30年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	任期1年	任期2年	任期4年
5万人未満 207	35 (16.9%)	164 (79.2%)	8 (3.9%)
5～10万人未満 203	61 (30.0%)	138 (68.0%)	4 (2.0%)
10～20万人未満 131	48 (36.6%)	82 (62.6%)	1 (0.8%)
20～30万人未満 38	13 (34.2%)	25 (65.8%)	0 (0%)
30～40万人未満 23	15 (65.2%)	8 (34.8%)	0 (0%)
40～50万人未満 18	10 (55.6%)	8 (44.4%)	0 (0%)
50万人以上 9	3 (33.3%)	6 (66.7%)	0 (0%)
指定都市 12	6 (50.0%)	6 (50.0%)	0 (0%)
全市 641	191 (29.8%)	437 (68.2%)	13 (2.0%)

各割合は議長任期に関する申合せや慣例がある641市の人口段階別の市数を基準としている。

令和元年 12 月 17 日 議会運営委員会資料

## 各種団体の年会費等について

## 【提案事項】

本市議会が入会している以下の 4 団体については、令和元年度末をもって退会する。

	名 称	金額(円)	
1	甲山福祉センター後援会会費	12,000	交際費
2	西宮更生保護協会会費	10,000	交際費
3	西宮市人権・同和教育協議会分担金	2,000	負担金
4	全国自治体病院経営都市議会協議会負担金	18,000	負担金

## 【参考】

## これまでに退会した団体

	名 称	金額(円)	最終支出年度
1	都市行政問題研究会	60,000	平成28年度
2	一般社団法人内外情勢調査会	194,400	平成30年度

## これまでに取りやめた賛助金

	名 称	金額(円)	最終支出年度
1	西宮母親大会賛助	5,000	平成27年度
2	国民平和大行進賛助	5,000	平成27年度
3	平和祈願・武庫川燈籠流し賛助	5,000	平成27年度
4	西宮市民ゴルフ大会議長賞	3,000	平成27年度
5	西宮市小・中学生読書感想文コンクール議長賞	12,500	平成27年度
6	西宮市市民短歌大会賛助金	3,000	平成27年度
7	オール西宮珠算競技大会賛助	5,000	平成27年度
8	年末救援統一募金賛助	5,000	平成27年度

## ■ 議長のあて職一覧

## (1) 議長会

No.	会議体等の名称	職名
1	阪神市議会議長会	委員
2	兵庫県市議会議長会	委員
3	近畿市議会議長会	委員
4	中核市議会議長会	委員
5	全国市議会議長会	委員

## (2) 各種協議会

No.	会議体等の名称	職名
1	丹波少年自然の家事務組合議会	議員
2	大阪国際空港周辺都市対策協議会（10市協）	委員
3	神戸空港利用推進協議会	会員
4	阪神南地域づくり懇話会	委員
5	山陰本線・福知山線複線電化促進期成同盟会（山福）	会員
6	西宮市ノーマライゼーション推進協議会	委員 及び 幹事
7	にしのみや市民祭り協議会	正副議長とも顧問 (次回から議長1名 に見直し予定)
8	西宮市民文化賞表彰選考委員会	委員
9	西宮市防災会議	委員
10	西宮市国民保護会議	委員

## (3) 各種団体

No.	団体等の名称	職名
1	西宮観光協会	顧問
2	西宮市体育協会	顧問
3	西宮商工会議所	顧問

新型コロナウイルス感染症への対応

日	議会の対応	国、市等の対応
令和 2 年 2 月 25 日	政府で「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定されたことに伴い、議長から全議員に、体調管理の徹底（手洗い・咳エチケット・うがい等）及び発熱等の風邪症状が見られるときは、会議等への出席や外出を控えるよう通知。理事者及び傍聴者も議員の例に倣い対応していただくこととした。	【国】「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定
2 月 27 日	議会からの感染拡大を防止し、議会の正常な機能を確保する観点から、市職員の例に倣い、全議員に市の備蓄マスクを配付し、本会議・委員会等で、マスク着用を義務付けた。以降 3/9、3/24、4/15、4/28、5/14 にもマスクを配布。また、4/15 配布分からは、未開封（不要分）があれば返却する取扱いとした。	【市】西宮市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
2 月 28 日	【議会運営委員会】 市で 1 回目の西宮市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「市対策本部」）が開催されたことを受けて、市の対応（市立学校の臨時休校、相談窓口の開設など）について報告を受け、意見交換を行った。	【市】第 1 回市対策本部会議を開催
3 月 1 日		市内で 1 例目の感染症患者が確認
3 月 2 日	<p><b>西宮市議会 B C P を発動、西宮市議会災害対策支援本部を設置 定例会（3 月 3 日から 3 月 6 日）を休会</b></p> <p>市で B C P が発動されたことに伴い、市議会でも、西宮市議会 B C P を発動し、「西宮市議会災害対策支援本部」（以下「支援本部」）を設置。第 1 回目の支援本部役員会議を開催した。</p> <p>【第 1 回支援本部役員会議】</p> <p>市が当面の対応・対策に専念できるよう 3 月定例会の日程を変更し、3 月 3 日から 3 月 6 日までを休会とした。また、本会議・常任委員会・予算特別委員会における市当局の出席を柔軟に取り扱うこととした。</p> <p>また、議長から全議員に以下のことを要請した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 休会となった 3 月 3 日から 3 月 6 日までの間は、議会棟等での用務を除いて、不要不急の外出を控えること。</li> <li>2 西宮市議会 B C P（以下「議会 B C P」）に定められた各々の役割を自覚すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本部員は、自らの安否及び居所または連絡場所その他を本部に報告し、本部からの参集指示があった場合、これを最優先として速やかに対応できるように、連絡態勢を常時確保しておくとともに、本部より情報の提供を受ける。</li> </ol> </li> </ol>	【市】B C P を発動

	<p>② 議員は、市の災害対策活動に対する市対策本部への要請及び提言並びに災害に関する問い合わせについては、本部を通じて行うものとし、市対策本部に直接連絡しないものとする。</p> <p>③ 本部長は、市長と密接に協議を行うものとし、本会議・委員会の早期開催に努める。</p> <p>3 手洗い、咳エチケット、うがい等を徹底するとともに、より一層の体調管理に努めること。</p> <p>4 発熱（37.5 度程度を目安とする）等の風邪症状が見られるときは、会議などへの出席や外出を控えること。</p>	
3月3日～ 3月6日	<p><b>【第2回～第5回支援本部役員会議】</b></p> <p>市対策本部会議の開催に合わせて、市議会でも支援本部役員会議を連日開催し、市から現状報告と対応状況（市内での感染者・PCR検査の状況、電話相談の状況、児童・生徒対応、経済対策、市の広報体制、備蓄マスクの配布など）の報告を受け、意見交換を行った。</p>	【市】3月3日から春休みまで、市立学校の臨時休校を決定
3月9日	<p><b>定例会を再開</b></p> <p>3月9日からは延期していた議会日程を再開し、3月3日及び3月4日に予定していた日程を3月9日に開催。常任委員会、予算特別委員会（分科会）についても、予備日を短縮するなどして、会期内に必要な審査を終えることができるようにした。</p>	
3月9日～ 3月13日	<p><b>【第6回～第10回支援本部役員会議】</b></p> <p>市対策本部会議の開催に合わせて、支援本部役員会議を連日開催した。また、3月13日には当局から新型コロナウイルス感染症に対応するための令和2年度一般会計補正予算（第1号）、令和元年度一般会計補正予算（第6号）の追加提案の申し入れがあった。</p> <p><b>【市議会ホームページ】</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の取り組み及び議長メッセージを掲載した。</p>	
3月16日	<p><b>【議会運営委員会】</b></p> <p>令和2年度一般会計補正予算（第1号）、令和元年度一般会計補正予算（第6号）が追加提案されることに伴い、市当局における新型コロナウイルス感染症への対応に配慮し、円滑に議事が進められるよう、予算特別委員会全体会及び本会議の開始時刻を変更することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算特別委員会（全体会） 10時→9時30分</li> <li>・ 本会議 13時→11時</li> </ul>	

3月19日	<p><b>【第11回支援本部役員会議】</b></p> <p>市当局から令和2年度一般会計補正予算（第1号）及び令和元年度一般会計補正予算（第6号）の概要説明及び質疑を行った。常任委員会の正副委員長にも出席を求め、従来の正副委員長及び幹事長への事前説明に代えることとした。</p> <p>また、市への意見・要望書について、四役で文案を作成の上、支援本部役員会議で協議・確認し、同日付で議長から市長に手渡しした。</p>	
3月23日	<p><b>第4回（令和2年3月）定例会が閉会</b></p> <p>本会議（第7日）を開催し、新型コロナウイルス感染症に対応するための令和2年度一般会計補正予算（第1号）及び令和元年度一般会計補正予算（第6号）を全会一致で可決した。</p>	
4月6日	<p><b>【第12回支援本部役員会議】</b></p> <p>市当局から現状と対応（学校再開の延長、公共施設休館の延長等）について報告を受け、意見交換を行った。また、市議会の体制については、議会BCPを継続することで意見がまとまった。</p>	
4月7日	<p><b>【第13回支援本部役員会議】</b></p> <p>緊急事態宣言を受けるにあたり、市当局の方針について議長から説明を行い、本部会議（全体会）の開催と、今後の議会の体制について協議し、下記のことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月6日までの間、役員会議を週1回定期的に開催する（4/13、4/20、4/27）</li> <li>・支援本部会議（全体会）を開催する（4/9、5/1）</li> <li>・議員から市当局への要望等については、これまでと同様、支援本部を通じて行う。</li> </ul>	<p><b>【国】</b>兵庫県を含む7都府県に緊急事態宣言を発令（4月8日～5月6日）</p> <p><b>【市】</b>5月6日まで市立学校の臨時休校を延長</p>
4月9日	<p><b>【第14回支援本部役員会議】</b></p> <p>支援本部会議（全体会）の流れを確認。また、3密を防ぐ観点で、会場を3号委員会室に変更した。</p> <p><b>【第1回支援本部会議（全体会）】</b></p> <p>緊急事態宣言の発令に伴う市の対応を聴取した。（質疑はなし）</p> <p>また、今後の市議会の体制について下記のことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月6日までの間、役員会議を週1回定期的に開催する（4/13、4/20、4/27）</li> <li>・5月7日以降の対応を協議するため、5月1日に2回目の本部会議（全体会）を開催する。</li> <li>・常任委員会の開催は、市当局から特段の要請がある場合を除き、当面開催を見送り、5月7日以降に延期もしくは中止とする。</li> <li>・市当局への要望・意見・質問は、これまでと同様、市議会として市当局に提出するものは役員会議で協議することとし、議員から個別に寄せられるものについては、本部長が取りまとめ、市当局に提出する取扱いとする。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長から全議員に、3密を避ける行動を徹底し、議員も電話やメール、ライン等を活用し、他の人と会う機会を8割削減するよう心掛けることを要請した。</li> </ul>	
4月13日～ 4月15日	<p>【第15回支援本部役員会議】</p> <p>市当局から緊急事態宣言の発令に伴う市の対応を聴取した。</p> <p>また、支援本部から市への意見・要望について協議し、意見がまとまった事項について4月14日に議長が文案調整を行い、各会派の合意を得て4月15日付で議長から市長に手渡しした。</p>	
4月16日		【国】緊急事態宣言を全都道府県に拡大（4月16日～5月6日）
4月20日	<p>【第16回支援本部役員会議】</p> <p>市当局から新型コロナウイルス感染症に対応するための一般会計補正予算（第2号）の提案及び臨時会開催の申し入れがあり、4月24日に臨時会を開催することを確認した。</p> <p>【議会運営委員会】</p> <p>臨時会の招集及び付議事件を確認し、感染拡大を防止する観点から議場に出席する議員を定足数（議員定数の半分）まで減らし、理事者の出席も必要最小限とする取扱いとすることを確認した。</p>	
4月24日	<p><b>第5回（令和2年4月）臨時会を開催</b></p> <p>本会議を開催し、常任委員会に付託・審査の上、一般会計補正予算（第2号）を全会一致で可決した。</p>	
4月27日	<p>【第17回支援本部役員会議】</p> <p>市当局から新型コロナウイルス感染症に対応するための一般会計補正予算（第3号）と条例改正について、地方自治法第179条の規定に基づく市長の専決処分を行いたい旨の説明があり、そのとおり取り扱うことを確認した。</p> <p>また、議会の運営に関して下記のことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月7日以降の常任委員会の開催は、緊急事態宣言が延長された場合は引き続き開催を自粛することとし、延長されなかった場合は、正副委員長と市当局で協議し判断することとする。</li> <li>・5月1日に予定していた第2回支援本部会議（全体会）は、開催を見送ることとする。</li> <li>・5月1日以降、役員会議を臨時に開催する基準は、①市職員の感染が分かった時、②議員の感染が分かった時、③その他市長からの依頼があった時、④議会からの要望を協議する必要があるときとする。</li> </ul>	
5月4日		【国】緊急事態宣言を5月31日まで延長

<p>5月15日</p>	<p><b>【第18回支援本部役員会議】【議会運営委員会】</b></p> <p>3密を防ぐ観点で、会場を本会議場に変更した。</p> <p>1 議員報酬等の削減について</p> <p>議員報酬等の削減について協議し、次のことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員提出議案により「西宮市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例」の改正を行い、令和2年6月から令和3年3月末まで、議員報酬を正副委員長の報酬加算も含めて15%減額する。また、それに伴い6月・12月の期末手当についても15%減額となること。</li> <li>・議選監査委員の報酬についても、議員提出議案により「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例」の改正を行い、令和2年6月から令和3年3月末まで報酬を15%減額する。</li> <li>・議員報酬等の削減額（総額約6,400万円）は、市当局が設置する「新型コロナウイルス感染症対策基金」に充当し、市民や事業者等への支援に充てるため、必要な補正予算等の措置をとってもらうよう市長に申し入れる。</li> </ul> <p><u>※議会運営委員会終了後、市議会議長名で、市政記者クラブ宛に議員報酬削減にかかる資料提供を行った。</u></p> <p>2 臨時会の開催について</p> <p>市当局から新型コロナウイルス感染症に対応するための条例及び一般会計補正予算（第4号）の提案、専決処分の報告、所管事務報告を行うにあたり、臨時会開催の申し入れがあり、5月22日に臨時会を開催することを確認した。</p> <p>また、感染拡大を防止する観点から議場に出席する議員を定数（議員定数の半分）まで減らし、理事者の出席も必要最小限とする取扱いとすることを確認した</p> <p>3 議会BCPの解除について</p> <p>議長から、国の緊急事態宣言が解除された場合は、5月31日をもって議会BCPを解除し、平常時の議会機能に戻すことを提案した。</p>	
<p>5月21日</p>		<p><b>【国】緊急事態宣言を一部解除（関西2府1県：兵庫・大阪・京都）</b></p>
<p>5月22日</p>	<p><b>第6回（令和2年5月）臨時会を開催</b></p> <p>本会議を開催し、まず、議員報酬等の削減に関する議員提出議案2件を提案し、全会一致で可決した。次に、新型コロナウイルス感染症に対応するための条例及び一般会計補正予算（第4号）等について、常任委員会に付託・審査の上、全会一致で可決した。</p>	



	<p><b>【議会運営委員会】</b></p> <p>5月31日をもって議会BCPを解除し、平常時の議会機能に戻すことを全会一致で確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援本部を解散し、今後必要な協議は議会運営委員会で行う。</li> <li>・市対策本部への意見・要望・質問は、市当局の負担とならないよう留意し、各議員において行う。</li> </ul>	
5月25日		<p><b>【国】緊急事態宣言</b>を全面解除（埼玉・千葉・東京・神奈川・北海道）</p>
5月31日	<p><b>議会BCPを解除、支援本部を解散</b></p>	

## 議長会における要望活動の流れ

## ■ 兵庫県市議会議長会の要望活動（対県・対国）

阪神市議会議長会		平成31・令和元年度	平成30年度
2月上旬	会長市から各市へ要望の有無を照会	H31. 2. 20	H30. 2. 9
3月上旬	提出期限	H31. 3. 11	H30. 3. 9
4月下旬	定例会（可決）	H31. 4. 24	H30. 4. 24

↓

阪神ブロック提出議案として兵庫県市議会議長会へ提案

↓

兵庫県市議会議長会		平成31・令和元年度	平成30年度
4月末～5月	総会（可決）	R1. 5. 21	H30. 4. 26
8月	国・県等への要望活動	対国（R1. 8. 20～21） 対県（R1. 8. 28）	対国（H30. 8. 9～10） 対県（H30. 8. 17）

※基本的に4月総会で議決したものを要望しているが、7月総会議決分も可。

## ■ 全国市議会議長会の要望活動（対国）

阪神市議会議長会		平成31・令和元年度	平成30年度
1月下旬	定例会（可決）	H31. 1. 23	H30. 1. 29

↓

阪神ブロック提出議案として兵庫県市議会議長会へ提案

↓

兵庫県市議会議長会		平成31・令和元年度	平成30年度
2月上旬	総会（可決）	H31. 2. 7	H30. 2. 8

↓

兵庫県支部提出議案として近畿市議会議長会へ提案

↓

近畿市議会議長会		平成31・令和元年度	平成30年度
4月中旬	定期総会（可決）	H31. 4. 11	H30. 4. 20

↓

近畿部会提出議案として全国市議会議長会へ提案

（一地方部会3件以内）

↓

全国市議会議長会		平成31・令和元年度	平成30年度
5月末	定期総会（可決）	R1. 6. 11	H30. 5. 30
8月中	定期総会で可決された案件については、各関係委員会（地方行政、地方財政、社会文教、産業経済、建設運輸）に付託され、それぞれ要望活動が実施される。		

第 90 代議長事務引継書（別添資料 6）

事務の効率化（業務棚卸の実施）～超過勤務等の状況と効果検証（議会事務局）

【平成 29・30 年度の主な取り組み】

\*印は、業務棚卸の項目

改善等の内容	説明及び効果	実施時期
[総務課]		
政務活動費業務の見直し	・領収書等貼付用紙の様式変更 * 用紙に複数枚の領収書等を貼付してもらうことにより、書類の点検や公開作業における手間が軽減されている。	H30.5
	・領収書等の印影のマスクング作業の一部簡略化 * これまで文字のみを残し印影を黒塗りしていたが、印影と文字の重なる部分については、黒塗りをしないこととした。 また、領収書等の社名の印影等のマスクング作業に使用するペンを変更することで、議員確認用の領収書等のコピーを取りやめた。	H30.5
	・調査研究費、研修・会議費の添付書類の限定 * 添付書類の総枚数を抑制することにより、28 年度分と比較し、130 枚程度少なくなっている。	H30.4
秘書関係業務の見直し	・随行の際の待合せ場所・時間等の調整方法の見直し * 秘書担当職員でなく、随行者と直接のやり取りに変更することで効率化された。 【効果】 1 件当たり 20 分を想定→15 分 年間 10 件程度	H30.4
	・正副議長との翌週の日程確認を定例化 * 日程確認のほか、連絡事項その他調整を行うことができ、効率性と利便性が図れている。 【効果】 会議時間 30 分 年 45 回程度実施	H30.4
	・正副議長への日常の湯茶提供の廃止 * 湯茶の提供（来客時を除く）及びこれに伴う発注・支払・在庫管理等の業務がなくなった。 【効果】 提供時間 5 分×2 人×2.5 回×250 日	H30.4
庶務事務の見直し	・年末調整による所得税の還付方法の変更 * これまで現金での還付から原則として口座振り込みに変更したことにより、現金を仕分けし、配布する必要がほぼなくなった。 【効果】 仕分け 2 時間×2 人 配布 2～3 日	H30.12
	・古紙回収時の禁忌品の周知 * 各議員控室の回収箱のそばに注意書きを置き周知をはかった結果、資源として出される古紙を再生する場合に支障となるクリップやビニールなどを取り除く作業が減った。	H30.5
	・会議開催の通知放送 * 開会（再開）時間の 50 秒前に放送するという決まりであったが、電話・窓口対応といった業務に支障が出ることから、放送可の連絡があれば概ね開会 2 分前に放送するという運用に変更した。これにより、職員の放送業務の定時	H30.4

改善等の内容	説明及び効果	実施時期
	制という負担が軽減されることとなった。	
	<p>・冷房運転の連絡 *</p> <p>盛夏の時期の前後については、当日の気温により冷房運転されるため、そのたび運転が始まった旨、会派に連絡していたが、これを廃止したことにより、職員の手間が省けた。</p>	H30.5
	<p>・「図書室のご案内」の配布（毎月1回発行）*</p> <p>各控室に配布していたが、これを取りやめ、タブレットへの配信のみに変更した。このことにより、コピーと配布の事務がなくなった。</p> <p>【効果】</p> <p>1回あたり、約1時間</p>	H30.4
	<p>・コピー料金の徴収方法の変更 *</p> <p>事務局内のコピー機を議員が利用した場合、月額報酬からの引き去りからその都度徴収することに変更した。</p>	H30.4
	<p>・議員宛配布物の受付 *</p> <p>全議員に配布希望のあったチラシについては、持参人に対して、全て宛名を記入してもらう必要があったが、これをやめ、そのまま配布することにより、配布希望者と事務局の作業が軽減された。</p>	H30.5
西宮市議会関係名簿の廃止	<p>名簿の刊行を廃止したことにより、データ収集・編集・校正・印刷・配布といった一連の業務がなくなった。</p> <p>冊子概要：表紙を除き45ページ。議員・待遇者・主要職員等の氏名・住所・電話番号他を掲載。</p>	H30.4
[議事調査課]		
副書記業務の見直し *	<p>各委員会等の書記（正書記、副書記）のうち、書記2名で対応しなければならない会議（採決や当局入替のある日等）を除き、副書記は出席しないこととした。</p> <p>また、従前副書記は正職員を充てていたが、嘱託職員も従事できるよう見直した。</p> <p>【効果】</p> <p>H30.6.1～R1.5.31 会議出席時間：約88時間減 嘱託職員が従事：約19時間</p>	H30.9 定例会から実施
会議録作成に係るプロセスの見直し（時間短縮） *	<p>会議録作成の主担当者（正書記等）と副担当者が二重に行っていた会議録の校正作業（プロセス）を見直し、精度の確保にも留意しつつ、簡素化を行った。</p> <p>【効果】</p> <p>H30.4.1～H31.3.31 426時間の減（推計値） 想定従事時間（年間）1,962時間→1,536時間</p>	H29から段階的に試行 H30.4から本格実施
議会運営委員会記録（過去分）の会議録検索システムへの掲載 *	<p>事務局で調べることが多い議会運営委員会記録について、過去データ（平成23年6月以前）を会議録検索システムに掲載することで事務の効率化を行った。</p> <p>【効果】</p> <p>平成30年度は、過去分データのチェック作業（個人情</p>	H30・R元の2か年で実施

改善等の内容	説明及び効果	実施時期
	報等の有無)に伴う事務が発生したが、既に平成13年5月までの掲載が完了しており、過去事例の調査など利便性が向上している。	
本会議開始前の議員控室への呼びかけの廃止 *	本会議への定時参集を促すために、開会・再開時の都度行っていた議員控室への呼びかけ(職員2名が実施)を廃止した。 【効果】 年間約12時間30分の減(推計値:約75回×5分×2名)	H29.12

### 【令和元年度の主な取り組み】

\*印は、業務棚卸以外の項目

改善等の内容	説明及び効果	実施時期
[総務課]		
議会棟2階の受付業務の委託 *	議会棟2階の受付業務を傍聴整理・傍聴受付業務とともに平成31年4月より委託したことにより、嘱託職員を2人減員するとともに職員の事務負担を軽減した。	H31.4
[議事調査課]		
議員及び当局への会議録速報版の公開 *	本会議録及び委員会記録について、業者から納品があった原稿(整文作業中のもの)を「速報版」として、議員及び当局が閲覧できるようにする。また、公開方法として、新たに議会キャビネットを構築予定。 【効果】 議員及び当局からの会議録の抄本申請(年間約70件~80件)の相談・決裁の手続きを簡素化(省略)する。	R元.8
本会議の傍聴受付の委託 *	議会棟受付業務の委託化に合わせて、本会議の傍聴受付業務(1名。正規職員・嘱託職員が交代で従事)及び傍聴整理業務(嘱託職員1名が従事)の委託化を行った。 【効果】 本会議開催日(年間約30日・約90時間)の業務を委託化	H31.4

### 【議会事務局の体制】

平成28年度(平成29年度に兵庫県市議会議長会の事務局の当番市となるため、準備業務が発生)

#### [庶務課]

正規職員8人(事務局長1人、次長1人、課長1人、課長補佐・係長3人、副主査・書記2人)、  
嘱託職員3人(10月から4人)

#### [議事調査課]

正規職員10人(課長1人、係長3人、副主査・書記6人)、嘱託職員1人

平成29年度(平成29年度に兵庫県市議会議長会の事務局の当番市業務が発生)

#### [総務課]

正規職員9人(事務局長1人、次長1人、課長1人、係長3人、副主査・書記3人)、嘱託職員4人

#### [議事調査課]

正規職員9人(課長1人、係長3人、副主査・書記5人)、嘱託職員1人

平成30年度(職員1人が6月27日より産休・育休)

#### [総務課]

正規職員 9 人（事務局長 1 人、次長 1 人、課長 1 人、係長 3 人、副主査・書記 3 人）、嘱託職員 3 人  
[議事調査課]

正規職員 9 人（課長 1 人、係長 3 人、副主査・書記 5 人）、嘱託職員 1 人

令和元年度（職員 1 人が育休）

[総務課]

正規職員 9 人（事務局長 1 人、次長 1 人、課長 1 人、係長 3 人、副主査・書記 3 人）、嘱託職員 1 人

[議事調査課]

正規職員 9 人（課長 1 人、係長 3 人、副主査・書記 5 人）、嘱託職員 1 人

### 【正規職員の超過勤務実績】

[議会事務局]（全体）

平成 28 年度	3,196 時間	対象：正規職員 14 人
平成 29 年度	3,562 時間	対象：正規職員 14 人
平成 30 年度	2,800 時間	対象：正規職員 14 人
令和元年度	1,300 時間	対象：正規職員 14 人

[総務課]（平成 28 年度は庶務課）

平成 28 年度	1,226 時間	対象：正規職員 5 人
平成 29 年度	1,809 時間	対象：正規職員 6 人
平成 30 年度	1,516 時間	対象：正規職員 6 人
令和元年度	757 時間	対象：正規職員 6 人

[議事調査課]

平成 28 年度	1,969 時間	対象：正規職員 9 人
平成 29 年度	1,752 時間	対象：正規職員 8 人
平成 30 年度	1,283 時間	対象：正規職員 8 人
令和元年度	543 時間	対象：正規職員 8 人

### 【業務棚卸の効果】

- ・ 業務棚卸により整理した内容を実施した効果が、超過勤務時間の減となって表れている。
- ・ 個々の事務の業務量や課題を組織として把握することができ、業務の重要度、優先度、課題の整理などを行うことで、業務の効率化や改善につながった。
- ・ 担当者からの業務改善や課題についての意見を正副議長において整理して、議会運営委員会に見直しを提案したことにより、業務の効率化や改善について議会全体の問題として捉えることができた。